

ピアノ一般開放実施要項

1. 目的

この要項は、東海村総合福祉センター「絆」(以下「総合福祉センター」という。)に設置するグランドピアノの一般開放に関して必要な事項を定めることにより、総合福祉センターの賑わいの創出と世代や分野を超えた交流の場の醸成に寄与することを目的とする。

2. 名称

一般開放に供するグランドピアノの名称は「絆ピアノ」とする。

3. 設置場所

総合福祉センター内ふれあいロビー

4. 設置期間

令和6年10月1日から当面の間

5. 一般開放時間

毎週土曜日の12時から13時

ただし、総合福祉センターの休館日及びイベント等の開催時を除く。

6. 使用方法等

(1) 使用上の注意

- ①ピアノは丁寧に取り扱い、使用後は元の状態に戻すこと。
- ②ピアノ使用中の飲食は控えること。
- ③宣伝活動や営利活動・政治活動・宗教的活動で使用しないこと。
- ④他の総合福祉センター利用者の迷惑となるような使用を控えること。

(2) 演奏上の注意

- ①他の楽器や歌との合奏演奏は行わないこと。
- ②複数の演奏希望者がいる時は、一人当たり10分程度を目安とし、ゆずりあって利用すること。
- ③ピアノの上蓋は固定とし、使用する際に状態を変えないこと。
- ④演奏会を開くなど、特定の鑑賞者のために占用しないこと。

(3) 毀損及び賠償

- ①使用者がピアノ（附属物を含む。以下同じ）を毀損し、または紛失したときは、速やかに事務局に届け出ること。
- ②毀損または紛失の事由が使用者の責めに帰すことができないものである場合を除き、使用者はその損害を賠償すること。

(4) その他

- ①総合福祉センターの臨時閉館や貸室の利用状況、イベントの開催等によりピアノの一般開放を中止し、または演奏の中断を指示することができる。
- ②事務局が管理運営上支障があると認めたときは、使用を断ることができる。

附則

本要項は、2024年（令和6年）7月1日から施行する